

別添2 景観形成配慮事項

1 共通事項

- (1) 下記の景観や眺望を阻害しないよう、対象物の規模、配置に配慮する。
 - (ア) 対象区域外からみた、連続した防風林や街路樹の景観
 - (イ) 海上からみた、幕張新都心の高層ビル群等の市街地の眺望
 - (ウ) 対象区域内の砂浜や海に面した場所、または海まで延びる園路などの海に向かってひらけた場所からみた、海辺や砂浜の景観及び東京湾や富士山の眺望
- (2) 対象物の形態意匠については過剰なデザインや色彩は避け、周囲との調和に配慮する。
- (3) 素材、材質の選定に際しては、経年変化を考慮する。

2 対象別事項

2-1 建築物

- (1) 壁面の広範囲には、彩度の高い色彩は避ける。
- (2) 建築物に付帯する設備機器を屋上・外壁・屋外等に設置する場合は、目立たないように目隠しするか、景観に配慮したデザインとする。
- (3) ゴミ集積場については屋内に設けることが望ましいが、やむを得ない場合は、建物本体と調和したデザインで適切に囲むか、周囲の緑化により修景に努める。

2-2 屋外広告物・サイン

- (1) 屋外広告物が乱立することを避けるため、設置場所を集約するよう工夫する。また、施設案内サインも同様とし、路面表示や既存外壁への取付けも検討する。
- (2) 屋外広告物やサインを外壁に表示する場合、切抜きや箱文字等で地色を外壁と共有するなど、建築物との調和に配慮する。
- (3) 広告面積や広告物の高さ、建物への掲出箇所の高さは、周囲から目立ち過ぎないように配慮する。
- (4) 背景色は、彩度の高い色彩を避ける。
- (5) 蛍光色の使用や輝度の高い演出を避ける。

2-3 照明

- (1) 照明器具には、回転灯や点滅灯を使用しない。
- (2) 近隣住宅に光害を及ぼさないよう漏れ光などに配慮する。

2-4 植栽

- (1) 樹種の選定に際しては、周辺施設等との調和や一体感を考慮する。
- (2) 新植する場合は、海への眺望を阻害しないよう、植栽密度や配置に配慮する。